

擁壁等対策工事助成のご案内

西日暮里三・四丁目の一部地域が、土砂災害防止法に基づく **土砂災害警戒区域** 及び **土砂災害特別警戒区域** に指定されました。

これを受けて、区では、平成31年度から、土砂災害特別警戒区域（※）内等にごけや擁壁をお持ちの方が、**擁壁等の対策工事を行う場合に、区がその費用の一部を助成**する制度を行っています。

助成には条件があります。まずは**区役所へお問い合わせ**ください!!!

※土砂災害特別警戒区域とは・・・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

ひび割れは
ありませんか？

水抜き穴は設置
されていますか？

継ぎ目がずれて
いませんか？

擁壁内部から茶色
い水が染み出て
いませんか？

間知ブロック積擁壁の目地
が開いたり、一部の石がせ
り出したりしていません
か？

お持ちの擁壁等は
こんな状態に
なっていませんか？



擁壁等の安全化の
ための工事をする
場合、
区から工事費の
一部を助成します

事業を申し込める方

◎対象地に存する擁壁等の所有者

◎対象地の借地権者（擁壁等の所有者の承諾を得ている方に限ります）

なお、以下に該当する場合は申し込めません。

●宅地建物取引業者又は不動産賃貸業を営む者及び建設業者の方

●住民税を滞納している方

※詳細はお問い合わせください。

対象となる擁壁等

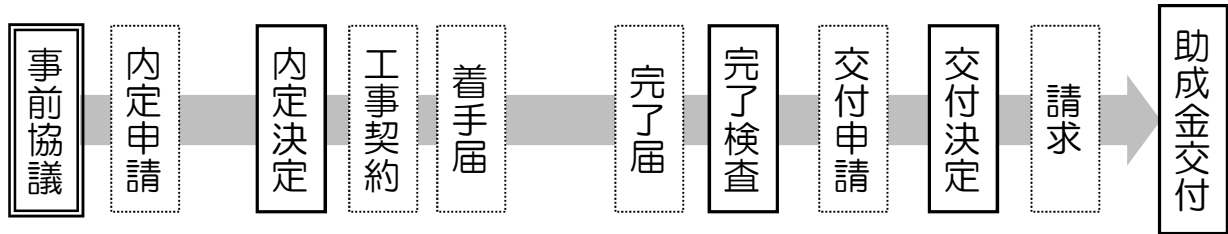
- (1) 耐震診断の結果倒壊の恐れがあると判断されたもの
- (2) がけの上や下に、がけが崩れた場合に影響を受ける家屋があるもの
- (3) 築造工事及び築造替え工事の場合は、建築基準法等の定める基準に適合するもの
- (4) 改修工事の場合は、工事を実施することにより、安全性が向上すると想定されるもの

助成の額

工事費の1/2以内（上限1,000万円）

※工事費は、擁壁等の安全化のために行う工事にかかる費用であって、消費税分を除いた金額

助成の流れ



※必ず事前協議を行ってください。

※工事の契約は、区の内定が決定してから行ってください。

併せて・・・こんな方には、以下の制度があります ⇒⇒⇒

ようへきせんもんかはけんじぎょう

■ ■ 擁壁専門家派遣事業 ■ ■

区では、平成30年度から、所有者の方が、擁壁等の状況把握や今後の対策工事等の検討について相談できるように、**専門家を派遣**する事業を行っています。**相談は無料**です。

ぜひご利用ください!!!

今の状態は安全
なのかなあ？

工事って
いくらぐらい
かかるの？

工事したいけれど
誰に相談していい
か分からない

擁壁専門家が行う業務

◎擁壁等対策に係る現地調査及び派遣対象者へのヒアリング

◎擁壁等対策に関する提案書の作成及び当該事項についての派遣対象者への説明

- ・現地調査等の結果の概要
- ・擁壁等対策の計画の案
- ・概算工事費
- ・擁壁等対策を行うに当たっての課題、特記事項等

【対策工事助成・擁壁専門家派遣に関する問合せ】

荒川区防災都市づくり部都市計画課：☎（3802）3111（代表）内線2812・2813

荒川区ホームページのご案内

★区域指定について

：トップページ ⇒ 防災 ⇒ 家庭の備え ⇒ 土砂災害に備えましょう

★工事助成について

：トップページ ⇒ 防災 ⇒ 区の災害対策 ⇒ 擁壁等対策工事助成のご案内

★専門家派遣について

：トップページ ⇒ 防災 ⇒ 区の災害対策 ⇒ 擁壁専門家派遣事業のご案内